

【保険法人検査実施確認申請受付業務】

すまい給付金の申請には、「検査実施が確認できる書類」が必要です。「住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書」又は「建設住宅性能評価書」がない場合は、「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」が必要です。

「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」は、瑕疵保険と同等の検査により、住宅瑕疵担保責任保険加入住宅と同様の良質性が確保されていることが確認された場合に発行されます。

広島建築住宅センターでは、本社及び福山営業所において「住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書」の申請受付業務を行っています。業務の内容は、次のとおりです。

1 保険法人検査実施確認申請の受付

- (1) 保険法人検査申請書に設計図書、地盤調査報告書等を添えて、原則として住宅の着工前に申し込んでください。
- (2) 広島建築住宅センターは、提出書類の内容に不備がないか、必要な書類が揃っているかをチェックし、受付します。広島建築住宅センターの受付印を押印した申請書の写しを「受取書」としてお渡しします。
- (3) 引受承諾書兼請求書が、後日、保険法人から申請者に直送されます。

2 保険法人検査

- (1) 検査は、住宅瑕疵担保責任保険（以下、「瑕疵保険」といいます。）の検査と同様の内容で実施します。
 - ・構造耐力上主要な部分と雨水の侵入を防止する部分について、瑕疵保険の設計施工基準に基づき検査します。
 - ・検査の時期については、瑕疵保険と同様です。3階建て以下の住宅では、基礎配筋工事完了時（第1回）、及び躯体工事完了時（木造）又は屋上配筋工事完了時（RC造等）（第2回）です。
- (2) 検査員手配等が必要ですので、検査予定工程に達する日の4日前までに検査申込してください。

3 保険法人検査実施確認書の発行

検査の結果、瑕疵保険加入住宅と同様の良質性が確保されていることが確認された場合、保険法人から申請者に住宅瑕疵担保責任保険法人検査実施確認書が発行されます。